



広報

# 川越

6/10

昭和58年

No.576

## 川越市民憲章

1. 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
1. 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいおいのあるまちにします。
1. きまわりを守り、みんなて助けあう明るいまちにします。
1. 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
1. 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■発行所 川越市役所(元町1-3-1) ■電話 0492-24-8811(代) ■発行人 川越市長 川合喜一 ■編集 総務部秘書広報課



ゴミゼロの日に  
クリーン川越に  
2万5千人が参加



中央会場には1,250人が集合(市民ランド)



手際よく清掃する参加者(三芳野神社)



ドライバーにクレーンを呼びかける(川越駅西口)

# 定期健康診断の実施の事業所に

## 常時雇用者 30人以下の 事業所対象

### 受診料の一部を補助

市では、今年四月から、常時雇用者三十人以下の事業所を対象に「定期健康診断補助制度」を新たに設けました。

事業主に代わり、受診料の一部を市が負担しようというこの補助制度——該当するのは、今年の四月以降に実施したものからです。身体の健康管理に欠くことのできない定期健康診断は、労働安全規則に定められているように、すべての事業主に実施義務があります。ところが、どうしたわけか、

#### 条件は……

●事業所の主体が市内にあること  
●事業所の常時雇用人数が三十人以下であること

#### 金額は……

●今後も、継続的に定期健康診断を実施すること。  
●市民税や固定資産税など、市税を完納していること。ただし、非課税者はこの限りではありません。

#### 申請は……

定期健康診断実施後、次の書類を添えて市役所商工観光課へ申請してください。

#### 必要な書類

▽定期健康診断受診者名簿（受診者全員の名前、氏名、生年月日、男女の別を記入）  
▽定期健康診断受診料領収書  
▽事業主の認印  
▽預金通帳、または金融機関および口座番号がわかるもの  
※くわしくは、市役所商工観光課 労政係（☎24-1881-1、内線四五一・四五四）へお問い合わせください。

$$\text{一人あたり受診料} \times 0.3 = (A)$$

$$(A) \times \text{受診者数} = \text{総補助金額}$$

※(A)は、1,000円を上限とし、9円以下の端数がある場合は切り捨て、10円単位とする。

### 80万円未満であれば 健康保険の被扶養者に

ご存知ですか、年間収入が八十万円未満（六十五歳以上の方は、年間収入百三十万円未満）の方で、会社へ勤務されている方と、一定の親族関係（親子・孫・兄弟・伯叔父母など）や、生計維持関係などの認定要件をそなえていれば、ご主人や息子さん、お孫さんの勤務先の健康保険に、被扶養者として入ることが出来ます。

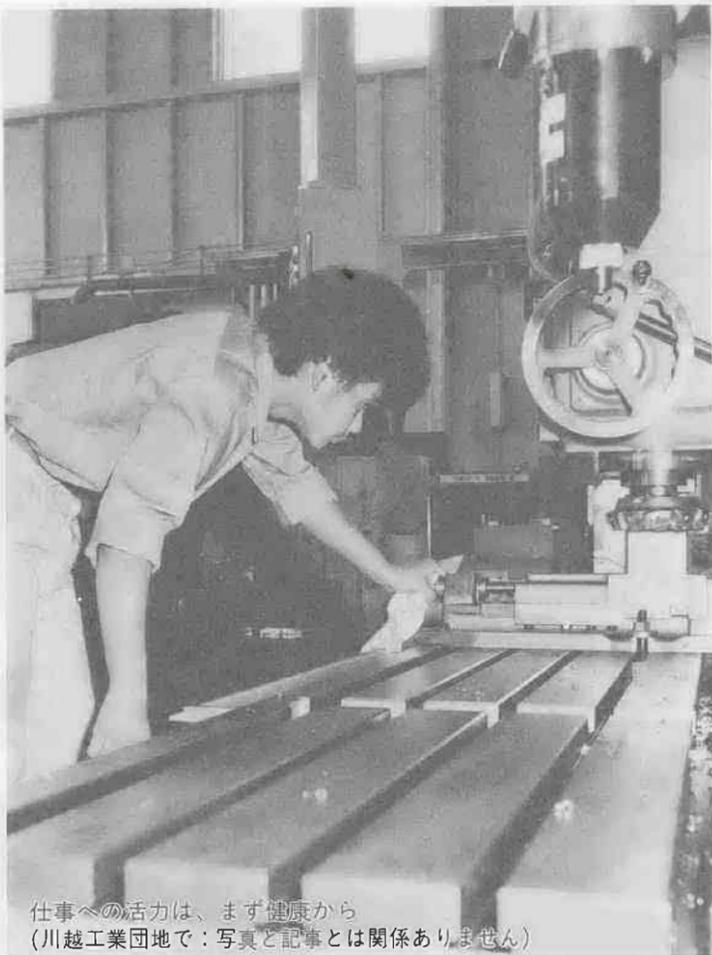
この健康保険に加入しますと、もう川越市の国民健康保険に入っている必要はなくなりますから、こちらの喪失手続きもお忘れなす。これにより、国民健康保険税も、月割りで減額されます。国民健康保険の喪失手続きは、市役所市民課または、もよりの出張所で受け付けています。印鑑と健康保険取得証明書を持参してください。

なお、被扶養者の認定要件などくわしくは、勤務先の保険担当者または、所管の社会保険事務所にお問い合わせください。

※市役所でのお尋ねは、保険年金課係（☎24-1881-1、内線二六二・二四）へ。

### 調理師・製菓衛生師 8月2日試験を実施

県では、昭和五十八年度調理師および製菓衛生師の認定試験を実施します。



仕事への活力は、まず健康から  
(川越工業団地で：写真と記事とは関係ありません)

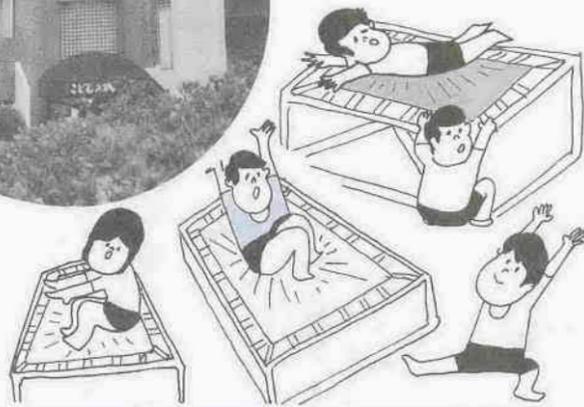
### 労働安全衛生規則（抜粋）

（定期健康診断）  
第四十四条 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一、既往歴及び業務歴の調査
- 二、自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三、身長、体重、視力及び聴力の検査
- 四、胸部エックス線検査及びかくたん検査
- 五、血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査

2 前項第三号から第五号までに掲げる項目については、労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

## 児童センター



「こどもの城」

### 楽しい催し物がいっぱい

子供たちの夢と希望を満載して、動きだした、川越市児童センター「こどもの城」。

四月十七日にオープンして、早くも一か月有余。こどもの城の運営も、ようやく軌道に乗れ出し、子供たちの夢と希望にふくらむ胸を、大きく満たしつつあります。

児童センターでは、いかにしたら子供たちの夢をかなえ、楽しく、有意義にすごして、ただげるかと、催しも、色々な角度から検討し、より一層親しまれるよう、努力しています。六月のこどもの城の催しは、次のようなものを計画しました。ご利用ください。

（星空をみる会）

- ▼日時：六月十八日(日)、午後七時三十分～九時三十分。
- ▼場所：こどもの城・天体観測室
- ▼対象者：小学五年生以上と一般成人の方（小学生は、保護者の同伴が必要です）。

- ▼定員：先着百人（参加費は無料）
- ※当日、午後六時の時点で、雨天の場合は中止となります。
- （スポーツカーをつくる会）
- ▼日時：六月十八日(日)、午後三時から。
- ▼場所：こどもの城・そうさく室
- ▼対象者：小学一・二年生のみ
- ▼定員：二十人（申し込みは、直接同館窓口へ、参加費は無料）
- （天体観測）
- ▼日時：六月十九日(日) 高校生のみ、六月二十六日(日) おとなのみ、いずれも、午前十一時から午後二時から。
- ▼定員：先着三十人まで。無料。
- ※なお、天気が悪い場合は、中止。
- （大昔に挑戦・わらしを作ろう）
- ▼日時：六月二十五日(日)、午後三時から。
- ▼場所：こどもの城・そうさく室

- ▼対象者：小学三年生以上。
- ▼定員：二十人（申し込みは、直接同館窓口へ、一人五十円）
- ※作ったわらしは、六月二十八日（火）七月九日（土）まで、展示します。
- （こどもの旗をあげよう）
- ▼日時：六月二十六日(日)、午前十時。
- ▼場所：こどもの城・玄関前
- ▼対象者：どなたでも
- （六月のこどもの城のお休みは、六月の二十日(月)・二十七日(月)です）
- ※その他いろいろ催しがあります。お尋ねは川越市児童センター「こどもの城」（石原町一四二一、☎25-7288）へ。
- （プラナタリウム）
- 一時休みます
- 次の期間、フィルムを入れかえと、機械の点検整備のため休止します。ご協力を。
- ▼六月二十日(月)～七月二日(土)

## 市営住宅の申告登録受付



市営住宅への入居希望者の申告登録受け付けを、七月十四日（木）十五日（金）の二日間、市役所で行います。資格要件など、くわしくは次号の広報川越六月二十五日号でお知らせします。

※お尋ねは、市役所常務課庶務係（☎24-1881-1、内線三七二）へ。

### 見直そう、悪臭の源を

昭和五十四年度十七件、昭和五十五年度二十二件、昭和五十六年度二十五件、昭和五十七年度二十六件、これらは公害課が悪臭苦情として、年度毎に、受理した件数です。

発生源として特にめだつものは、プラスチック製品製造業、塗装工場アルミニウム再生業、養豚業、また、産業廃棄物処理業者による露天焼、たい肥を農地にまいて放置したものが主なものです。

これらの中には、明らかに違法なもの、対策に少し気を付ければ苦情にはならないものなどありますが、養豚業のように、簡単には対策のできないものも、なかにはあります。

しかし、川越を悪臭のない、快適な環境の都市にする為に、これから発生源の方々は、いまいちどたしかめ、公害のない、明るいまちづくりにご協力ください。

※お問い合わせは、市役所公害課

### 健康手帳の交換お済みですか

今年二月に交付しました健康手帳の内容に、一部変更がありました。

この内容変更により、交換手続きを、六月一日から実施しています。

本庁地区以外の方で、まだ交換がお済みでない方も受け付けていますから、お出かけください。

なお交換されない場合は、今後旧手帳は使用できませんから、ご注意ください。

※くわしくは、市役所健康課管理係（☎24-1881-1、内線二五二）へお尋ねください。

以前に交付を受けた方となっています。

本庁地区以外の方で、まだ交換がお済みでない方も受け付けていますから、お出かけください。

なお交換されない場合は、今後旧手帳は使用できませんから、ご注意ください。

※くわしくは、市役所健康課管理係（☎24-1881-1、内線二五二）へお尋ねください。

### 痴呆性老人の 電話相談室

県では、痴呆性老人の介護をされている家庭の、諸問題を解決する手助けや、よりよい介護をめざして、このたび痴呆性老人電話相談室を開設しました。

電話相談事業の愛称は、痴呆性老人を抱えた家族のための「シルバールン」です。

相談時間などは次のとおりです。

▽電話相談室の設置場所：埼玉県北足立福祉事務所（大宮市吉敷町一―二四）

▽電話番号：〇四六六―43―1〇

▽相談日及び相談時間：毎週金曜日、午前十時から午後四時まで（祝日及び十二月二十九日から一月三日の間は、休みとなります）。

▽対象者：県内に居住する、痴呆性老人の介護に当たっている家族と、その関係者の方。



「ふるさと昔と今」巡回講座  
 芳野公民館が夏休みに送るファミリー講座。古老を囲み、地域文化の息づかいに親子で触れてみませんか。芳野地区・宇町公民館9会場を巡回、「谷中」から「石田本郷新田」まで地名のおこりと歴史、伝承遊びを学びます。詳細は公民館だよりで。

開催日：8月を予定  
 芳野公民館 ☎22-1873

写真集「川越」制作講座  
 受付：6月15日(水) AM10:00から  
 高階南公民館 ☎45-3581

カメラファン大集合です！みなさんで写真集を作りませんか。テーマは私たちの住むこのまち「川越」です。10人で1グループになるか、5人で1グループになるか、みなさんが取り組む姿勢とねらいに関わっています。熱き想いをぜひ写真集に。

期間：6月29日(水)～3月まで  
 午後7時～8時30分  
 7月20日まで毎週水曜日以降毎月1回定例会  
 経費：制作費・懇親会実費

青年ボランティア育成  
 3つの講座  
 受付：6月15日(水) PM6:30から  
 南公民館 ☎43-0038

「若者たちよ！君たちこそ、現代のかたりべなのです。仲間たちと川越の伝説を語り継ごうではありませんか。」  
 参加できる人：30歳未満の青年男女、40人 運営雑費：500円  
 期間：6月21日(火)～10月中旬、火曜日、15回ぐらい予定午後6時30分～8時30分

# 前期 市民大学講座 と “生き生き公民”

学校とはひと味違う講座に  
 新井久代さん (18歳・学生山)

日本史など、歴史が好きだから霞ヶ関公民館主催の「中世における女性史～埼玉の女たち～」を受講するつもり。去年の市民大学講座も受講したかったんですけど、受験のまっ最中だったのであきらめました。

「川越の女性」なら、なおさらいうことはありませんか……。

中央公民館の「民法を学ぶ」を受講します。民法上で認められている権利の主張と、現実とをどうやって調和させるか。職業から、身近な問題として感じたいと思います。基礎から勉強させてもらいたいと思っています。ぜひ、じっくりやってみますよ。

# ふるさとカレッジ 館の登場です。

全部聴講したいわ  
 宇津木愛子さん (42歳・主婦南大塚)

川越へ来て四年。とんでもない田舎へ来たって、後悔していませんが……。ある日、広報紙をみて公民館へ出かけてビックリ。川越は文化活動が盛んなんです。

中央公民館の「民法を学ぶ」を受講します。民法上で認められている権利の主張と、現実とをどうやって調和させるか。職業から、身近な問題として感じたいと思います。基礎から勉強させてもらいたいと思っています。ぜひ、じっくりやってみますよ。

企画委員32人、市民参加の強力なバック・アップで市内の公民館がお送りする「市民大学講座」と「ふるさとカレッジ」。

「時間が許せば、全部聴講したいくらい」との声も出ています。

公民館へ入学し、大学生にたち返ってみませんか……。



6月22日(水)から受付	6月20日(月)から受付	6月17日(金)から受付
近代日本の女性史	川越のまちづくりをテーマに自主研究	中世における女性史～埼玉の女たち～
女性の解放や自立のあゆみを近代史(明治・大正・昭和期)の中から探る。	自分達の住むまちをどのようにしたら、快適になるか、グループごとにそのプランづくりをします。	鎌倉時代に生きた埼玉の女性にスポットをあて、現代に通じる生き方を学ぶ。
期日：7月13日～12月7日 水曜日 PM1:30～3:30	期日：7月14日～来年3月 PM6:30～8:30	期日：7月7日～11月24日 木曜日 PM1:30～3:30
会場：霞ヶ関北公民館 ☎31-4455	会場：南公民館他	会場：霞ヶ関公民館 ☎31-1009
申込先＝霞ヶ関北・高階・高階南・南の各公民館 受付＝6月22日(水) 午後1時30分から先着順	申込先(問合先)＝福原公民館 ☎42-5005 受付＝6月20日(月) 午前9時から(電話可)	申込先＝霞ヶ関公民館 受付＝6月17日(金) 午前9時から先着順
対象＝成人(女性のみ) 定員＝35人 運営雑費＝1,000円	対象＝成人 定員＝30人(先着順) 運営雑費＝500円(教材費は別途)	対象＝成人 定員＝50人 運営雑費＝1,000円(見学の費用は別途)
回数	回数	回数
1 開講式 オリエンテーション	1 開講式・説明会・話し合い	1 開講式 オリエンテーション
2 なぜ、いま女性史か	2 川越市基本構想・話し合い(事前学習)	2 《公開講座》「埼玉の女たち」
3 女性と家族	3 川越市基本構想・話し合い(事前学習)	3 時代背景をさぐる
4 女性と職業	4 まちづくり学習参考例(事前学習)	4 男衾三郎の妻と女施主(橋氏像)
5 女性と教育	5 グループ分け・目標テーマ話し合い	5 比企の尼(源頼朝の乳母)と姫前(北条義時の妻)
6 女性解放の動き	○その後、目標テーマ別のグループごとに自主研究活動。(58.9～59.2) ○研究学習報告書(手作りプラン)を作成し3月に発表会。 ○定例会＝毎月1回南公でグループ代表者の会合。	6 若狭の局(将軍頼家の妻)と河越重頼の娘(源義経正室)
7 新しい女性の出現と婦人運動		7 大福御前(鉢形城主北条氏邦の妻)
8 戦争下の女性たち		8 史跡めぐり(河越館跡から鉢形城跡にかけて)
9 戦後の婦人運動	《ポイント・テーマ》	9 時代を担った女たち
10 婦人運動のひろがり		10 現代に生きる女性の立場から
11 閉講式	1. 観光：川越の観光資源をどう活かすか 2. 交通：川越の交通網をどう整備するか 3. いこいの場：河と緑を活かした公園づくり 4. スポーツ・文化施設：ぜひ身近かに 5. 都市空間：快適な広場やコミュニティ道路を	2 回目の公開講座のみは、どなたでも自由に参加できます。ぜひ、聴講を！

聴講制度：市民大学講座の受講生に学生証を発行。

6月17日(金)から受付	6月16日(木)から受付	6月15日(水)から受付
一世界史セミナー 中国と日本	非行のサイン～あなたの家庭は大丈夫!?～	民法を学ぶ
日本に影響を与えた中国の歴史と文化を学ぶ。	青少年を非行に走らせない為には？親として大人として何をなすべきかを考える。	日常生活でのトラブル防止に役立つ民法の基礎知識。親族、相続
期日：7月9日～11月26日 土曜日 PM1:30～3:30	期日：6月23日～9月22日 木曜日 AM9:30～11:30	期日：6月29日～10月19日 水曜日 PM6:30～8:30
会場：名細公民館 ☎31-0001	会場：大東公民館 ☎43-0022	会場：中央公民館 ☎22-1394
申込先＝名細公民館(電話不可) 受付＝6月17日(金) 午前9時から先着順	申込先＝大東公民館(電話不可) 受付＝6月16日(木) 午前9時30分から先着順	申込先＝中央公民館(電話不可) 受付＝6月15日(水) 午前9時から先着順
対象＝成人 定員＝50人 運営雑費＝1,000円(見学の費用は別途)	対象＝小中学生を持つ親 定員＝40人 運営雑費＝1,000円(巡回学習は別途)	対象＝成人 定員＝30人 運営雑費＝1,000円
回数	回数	回数
1 開講式 オリエンテーション	1 開講式 “積木くずし、VTR試写	1 婚姻の成立と夫婦の権利義務
2 シルクロードの旅～中国文化と国家成立I	2 非行の心理I(非行にさせる家庭環境)	2 自主研究I
3 シルクロードの旅～中国文化と国家成立II	3 思春期の特色	3 離婚と慰謝料・財産分与
4 古代中国 始皇帝～前漢	4 「学校」って何？	4 自主研究II(特に質疑応答を主に)
5 古代中国と卑弥呼 後漢～魏	5 「友達」って？「先生」って？	5 親族の権利義務
6 古代中国と大和朝廷 後漢～魏	6 新富町巡回学習	6 自主研究III
7 古代中国と鉄剣 見学 さきたま古墳	7 非行の心理II(非行に走る子の心理)	7 相続の承認及び放棄
8 中国文化と飛鳥 隋	8 非行の心理III(非行にさせる社会環境)	8 自主研究IV(特に質疑応答を主に)
9 中国文化と飛鳥 唐	9 親の立場、子の目 地域内の先生との話し合い	9 遺言の効力と遺留分
10 中国文化と飛鳥 仏教と思想	10 親の立場、子の目 地域内の先生との話し合い	10 まとめ 意見交換会
11 中国の制度と奈良・平安	11 親の立場、子の目 地域内の先生との話し合い	自主研究は、前回の学習の整理、次回の子習的なこと、判例に多少目を通すなどを行い、講師は助言者的にかかわる。
12 国立博物館見学	12 閉講式 「我が家の5か条」制作	
13 シルクロード	最終日には我が家にしかない「子どもと親の心の5か条……」をつくります。おたのしみに。一般成人でも受講はできます。	
14 講演会 シルクロードの終点は日本？		
15 閉講式		

これがあれば、他の市民大学講座の聴講ができます。

# 6.26(日)は参議院選

金銭や物品に動かされない清潔な選挙を

全国区は比例代表制に

6月26日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。参議院は、衆議院と共に国会を構成し、日本の進路を決める大切な役割を果たしています。投票に当たっては、有権者一人ひとりがこの選挙の重要性を認識して、金銭・物品に動かされない清潔な選挙を心がけましょう。

また、今回の参議院選挙から、全国区選出議員選挙のしくみが改正されました。従来のように候補者個人の氏名を書いて投票するのではなく、政党やその他の政治団体の名称を書いて投票する形に変わり、呼び方も参議院比例代表選出議員通常選挙になりました。

なお、地方選出議員選挙については、参議院埼玉県選出議員通常選挙と、呼び方が変わっただけで、候補者個人の氏名を書いて投票することなど、これまでと変わりません。

投票の際は、充分ご注意ください。

## 投票できる人とは...

今回の参議院選挙で投票できる人は、昭和三十八年六月二十七日までに生まれ、昭和五十八年三月一日までに住民基本台帳に登録されている、しかも引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている人です。

なお、投票できる人で、今年の五月十四日以降に市内で住所を移した方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

## 投票の順序は...

投票は、参議院埼玉県選出議員通常選挙(旧地区)、次に参議院比例代表選出議員通常選挙(旧全国区)の順で行います。

①投票所に入った後、まず受付係で入場券に到着番号の記入を受け、次に名簿対照係で選挙人名簿との対照を受けた後、入場券を提示し

## 入場券の配布は...

今回の参議院選挙に使う投票所入場券は、前もって皆さんのお宅へ郵送されますから、選挙当日まで、大切に保管しておいてください。

もし紛失したら、選挙当日、ご自分の投票所へ行って係員に申し出てください。すぐその場で再発行します。

## 不在者投票を

有権者の貴重な一票が、できるだけムダにならないように、選挙には「不在者投票」という制度が設けられています。次の理由によって投票所へ行くことができない方は、ぜひご利用ください。

▽やむを得ない用務または事故のため、川越市の区域外に旅行または滞在中のとき

▽自分の投票区の区域外で職務または業務に従事するとき

▽病気、けが、妊娠などのため、選挙当日、歩行が著しく困難であるとき

## 指定病院での不在者投票

不在者投票には、指定病院でできるものもあります。

これは病気やけがなどで入院している方を対象にした制度で、市内では次の十三の病院で不在者投票ができますから、希望する方は、

〈投票所入場券〉

郵便はがき

川越局 料金別納郵便 川越市

投票区 区番号 男 女

投票所

6月26日(日)

午前7時から午後6時まで

参議院埼玉県選出議員通常選挙 参議院比例代表選出議員通常選挙

到着番号

## 郵便による不在者投票

重度の身体障害者を対象とした、郵便による不在者投票を希望の方は、投票日の四日前、六月二十二日(水)までに、郵便投票証明書と提示して、投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。

投票は、必ず「郵送」ですから、その期間をみて、早目に手続きを済ませてください。

## 投票所一覽

※は投票所の位置説明

投票区	投票所	投票区域名
1	市民体育館	石原町一・二丁目、喜多町、幸町、末広町二丁目、宮下町一丁目、元町一・二丁目
2	市民体育館	御成町、神明町、氷川町、宮下町二丁目、宮元町、志多町、城下町
3	第一小学校体育館	大手町、久保町、郭町一・二丁目、小仙波町二丁目、三久保町、仲町、松江町二丁目、杉下町、伊佐沼新町
4	第一中学校体育館	西小仙波町一・二丁目、小仙波町一・三・四・五丁目、大字小仙波
5	第一中学校体育館	仙波町一・三丁目、南通町、大字大仙波
6	仙波小学校体育館	岸町一丁目、菅原町、仙波町二・四丁目、富士見町、大字大仙波
7	中央小学校	中原町一・二丁目、連雀町、新富町一・二丁目、通町、松江町一丁目
8	月越小学校旧体育館	三光町、末広町一・三丁目、月吉町、六軒町一・二丁目、大字野田
9	城南中学校体育館	新宿町三・四丁目、岸町二・三丁目
10	南公民館	新宿町一・二丁目、脇田町、脇田本町
11	富士見中学校体育館	上野田町、田町、野田町一・二丁目、東田町、脇田新町
12	泉小学校体育館	今成町、小ヶ谷町、小室町
13	川越商業高校体育館	新宿町五・六丁目、大字新宿、大字大仙波、大字大仙波新田
14	川越商業高校体育館	旭町一・三丁目、広栄町
15	芳野公民館	菅間(上)、谷中、北田島、伊佐沼、鴨田(第二・第三)
16	芳野中学校体育館	菅間(中・下)、石田本郷、石田本郷(新田)、鹿飼、鴨田(第一)、上老袋、中老袋、芳野台一・二丁目
17	古谷出張所	古谷上(二)の関、沼端・宿・堀の内、小中居、大中居、高島、八ッ島
18	古谷小学校体育館	古谷上(古川端・黒須・蔵根・握津)、古谷本郷(上下)、下老袋、東本宿
19	南古谷公民館	上下下戸、下久下戸、宮本、今泉、萱沼、渋井、古市場
20	南古谷小学校体育館	南田島、木野目、並木、並木新町、南古谷団地、あゆみ、さくら堤第四、並木西町
21	牛子小学校	牛子、さくら堤、わかば台、川越ハイツ、わかば台藤木、河原町、ゆたか、南田島(第20投票区該当地区は除く)
22	砂会館	砂(第一・第二・砂弁天)※弁天池南側
23	寺尾公民館	寺尾(第一・第四)、富士見 ※勝福寺の南・寺尾日枝神社前

## 選挙当日投票所まで行けない人は

有権者の貴重な一票が、できるだけムダにならないように、選挙には「不在者投票」という制度が設けられています。次の理由によって投票所へ行くことができない方は、ぜひご利用ください。

▽やむを得ない用務または事故のため、川越市の区域外に旅行または滞在中のとき

▽自分の投票区の区域外で職務または業務に従事するとき

▽病気、けが、妊娠などのため、選挙当日、歩行が著しく困難であるとき

不在者投票には、指定病院でできるものもあります。

これは病気やけがなどで入院している方を対象にした制度で、市内では次の十三の病院で不在者投票ができますから、希望する方は、

重度の身体障害者を対象とした、郵便による不在者投票を希望の方は、投票日の四日前、六月二十二日(水)までに、郵便投票証明書と提示して、投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。

投票は、必ず「郵送」ですから、その期間をみて、早目に手続きを済ませてください。

24	高階小学校	砂(第三、高砂、新河岸(上下)、旭住宅、砂新田(一番地)一〇七番地)
25	高階中学校体育館	砂新田一・四丁目、砂新田(五ツ又)、砂久保の一部、下新河岸の一部、砂新田(上)、砂新田(第24投票区該当地区は除く)
26	高階中学校体育館	藤間原、砂新田南、武蔵野
27	高階南小学校体育館	藤間(南)、稲荷町、諏訪町、熊野町、清水町、藤原町
28	藤間文化会館	藤間(上・中・下・東)、富士ヶ丘(下松原の一部を含む)
29	今福公民館	※藤間の東光寺から南へ五十メートル、旧川越街道の西側
30	福原公民館	今福今福上・下、中台一・三丁目、今福事業団、田園ハイツ、中台つづじヶ丘、スカイハイツ) ※菅原神社境内
31	大東東小学校	下赤坂、中福、上松原、下松原、今福原、霞町、砂久保、中台一丁目
32	武蔵野小学校体育館	寿町一・二丁目、豊田新田、豊田本、池辺
33	大東中学校体育館	緑ヶ丘、向ヶ丘、南大塚・大塚新田の関越自動車道東側、国道16号線南側の区域
34	大東西小学校	月山、南台三丁目、南大塚・大塚新田(第32投票区該当地区は除く)
35	霞ヶ関公民館	大袋新田、山城、高橋、大袋、増形、藤倉、猪鼻、原新田、青柳、南台一・二丁目、日東団地
36	霞ヶ関南小学校	的場(上)、芳地戸、大町、山伝、的場一・二丁目、フラワリー
37	的場下組出荷所	安比奈新田、霞ヶ関住宅団地、水久保東
38	霞ヶ関西小学校体育館	的場(中・下) ※法城寺正門から北へ約三十メートル
39	東急ニュータウン自治会公民館	新町、本町、協栄、西部、大笠、笠幡台、上野、倉ヶ谷戸、グリーンタウン、笠幡団地
40	霞ヶ関北公民館	霞ヶ関東一・五丁目、的場初雁
41	霞ヶ関北小学校体育館	霞ヶ関北一・三丁目、的場北一・二丁目
42	名細保育園	霞ヶ関北四・六丁目、みなみ
43	名細公民館	新町 ※上戸山神社となり
44	下小坂公民館	鯨井(二〇〇番地)一・二七番地、鯨井新田、吉田、小堤区、
45	下広谷南公民館	天金山、川越レジ、天沼新田、ハイラーク
46	山田小学校体育館	下小坂、平塚、平塚新田
47	山田小学校体育館	上寺山、寺山、南山田

代理投票と  
点字投票

投票用紙には、自分で候補者の氏名、または政党名あるいは政治団体名を記入しなければなりません。が、身体が不自由な方や自分で字が書けない方は、投票所で係員に申し出てください。係員があなたに代わって記入します。また、目の不自由な方は点字による投票ができますから、係員にその旨を申し出て下さい。

いずれの場合も、投票の秘密は固く守られますし、各投票箱は開票所でいっせいに開かれ、誰に投票したか、分かりません。安心して投票を。

# 図内案内所

開票速報は、市民体育館前に速報板を設置してお知らせします。

# 投票

開票は、6月27日(月)、午前8時から市民体育館(元町1-5)で行います。

## 立会演説会

参議院埼玉県選出議員通常選挙立会演説会は、六月二十日(月)、午後六時三十分から市民会館ホール(郭町一八一)で行われます。

立会演説会は、各候補者の演説を直接聞き、その人物・見識などを判断する絶好の機会ですから、ぜひお出かけください。なお、当日は、耳の不自由な方のために手話通訳も行います。

※会場の駐車場は狭いため、車でのお来場はご遠慮ください。

## 選挙公報と 政見放送

今回の選挙では、公報が発行されます。皆さんのお手元には、遅くとも六月二十四日(日)までは新聞折込みでお届けします(折込まれる新聞の種類については、広報川越56号をご覧ください)。

この公報には、候補者の党派、氏名、経歴、政見などが掲載されています。

また、テレビやラジオを通じて政見・経歴放送も行われます。

<p><b>第6投票所</b> 仙波小学校 体育館</p>	<p><b>第4・5投票所</b> 第一中学校 体育館</p>	<p><b>第3投票所</b> 第一小学校 体育館</p>	<p><b>第1・2投票所</b> 市民体育館</p>
<p><b>第10投票所</b> 南公民館</p>	<p><b>第9投票所</b> 城南中学校 体育館</p>	<p><b>第8投票所</b> 月越小学校 旧体育館</p>	<p><b>第7投票所</b> 中央小学校</p>
<p><b>第15投票所</b> 芳野公民館</p>	<p><b>第13・14投票所</b> 川越商業 高校体育館</p>	<p><b>第12投票所</b> 泉小学校 体育館</p>	<p><b>第11投票所</b> 富士見中学校 体育館</p>
<p><b>第21投票所</b> 牛子小学校</p>	<p><b>第19投票所</b> 南古谷公民館 <b>第20投票所</b> 南古谷小学校 体育館</p>	<p><b>第17投票所</b> 古谷出張所 <b>第18投票所</b> 古谷小学校 体育館</p>	<p><b>第16投票所</b> 芳野中学校 体育館</p>
<p><b>第25・26投票所</b> 高階中学校 体育館</p>	<p><b>第24投票所</b> 高階小学校</p>	<p><b>第23投票所</b> 寺尾公民館</p>	<p><b>第22投票所</b> 砂会館</p>

<p><b>第30投票所</b> 福原公民館</p>	<p><b>第29投票所</b> 今福公民館</p>	<p><b>第28投票所</b> 藤間文化会館</p>	<p><b>第27投票所</b> 高階南小学校 体育館</p>
<p><b>第34投票所</b> 大東西小学校</p>	<p><b>第33投票所</b> 大東中学校 体育館</p>	<p><b>第32投票所</b> 武蔵野小学校 体育館</p>	<p><b>第31投票所</b> 大東東小学校</p>
<p><b>第38投票所</b> 霞ヶ関西小学校 体育館</p>	<p><b>第37投票所</b> 的場下組出荷所</p>	<p><b>第36投票所</b> 霞ヶ関南小学校</p>	<p><b>第35投票所</b> 霞ヶ関公民館</p>
<p><b>第42投票所</b> 名細保育園</p>	<p><b>第41投票所</b> 霞ヶ関北小学校 体育館</p>	<p><b>第40投票所</b> 霞ヶ関北公民館</p>	<p><b>第39投票所</b> 東急ニュータウン自治会 公民館</p>
<p><b>第46・47投票所</b> 山田小学校 体育館</p>	<p><b>第45投票所</b> 下広谷南公民館</p>	<p><b>第44投票所</b> 下小坂公民館</p>	<p><b>第43投票所</b> 名細公民館</p>



# 寛永年間から時を告げる時の鐘 アマチュア市民が、この物語をビデオに



蔵造り商家をいまも残す幸町に、川越のシンボルとして、すくくと建つ「時の鐘」。時の記念日を前に、この鐘の物語を一本のビデオテープにまとめあげたグループがいる。

**川越南ビデオクラブ：**  
このクラブは、昨年5月南公民館主催のビデオ講座を受けた3グループの一つで、部長の鈴木松雄さん(宮元町42歳)ほか8名のグループ。昨年手がけた「川越といもの二作目からは、川越の職人をテーマに映像制作に取り組んだ。そこで取り



あげたのが、この時の鐘。現在の鐘は、明治26年の川越大火で焼け落ち、その後再建された。その再建から昭和7年の修理に及ぶ職人たちの事を後世に残したい。この2月から鈴木さんの手で取材活動が続けられ台本ができ、クランクイン。先月に編集を終えた作品のタイトルは、「時の鐘を造った職人昔話」で、30インチ・16分ものである。

**支える柱の3本は、川越産**  
時の鐘を支える柱は、下から上まで一本の丸太が使われ、その長さは約16メートル。市役所の5階に届く。この4本の柱のうち3本は、市内等隣りの杉で、残る1本は毛呂山か飯能から得たと言われる。この柱を曲り角の多い町中まで運ぶことが難題。大八車2台にかけて運び、辻では杉材を立てて方向転換をしたようだ。明治27年の請負大工の甥、高山新太郎氏や先代が足場組みに従事したという意の渡辺寛造氏などから、当時の様子を語ってもらっている。

昭和7年の修理で根継ぎに当たった大工さんの苦労話も織り込まれてある。そして寛永の初代の釣鐘から数えて、いまの鐘は6代目

**県民キャラクター**  
(本川越駅前戸田ビル2階)  
6/16~6/28の催しもの

★第12回伊藤絵画教室  
合同美術展  
油絵・水彩など120点  
と き…6/15(水)~6/21(火)、午前10時~午後6時30分(15日は正午から、21日は午後3時30分まで)  
問合せ…伊藤政枝(霞ヶ関東4-17-12 ☎31-0563)

★イメージサークル展  
油絵・水彩画・版画  
など約60点  
と き…6/22(水)~6/28(火)、午前10時~午後6時(22日は正午から、28日は午後3時30分まで)  
問合せ…小林正治(宮元町64 ☎25-1095)

## 商業の振興を軸に活性化を めざしたまち並み保存を

古くて新しいまち川越。時の鐘を中心にして、準備委員会を発足し5月11日、養寿院境内で「川越蔵の会」の設立総会とまち並みを語る会が開催された。

今後は、商業の振興を軸に、活性化をめざしたまち並み保存を目標にナショナルトラスト方式による保存活動を、行政・自治会・商店会などの人びととともに、幅広くすすめ、新しい川越の個性ある未来をつくり出そうと、胎動しはじめた。

■川越蔵の会事務所は：  
可児一男 会長宅(元町1-15-8 ☎22-0151)

# 表裏通り

## 「わたしの余暇」

シリーズ④

### 今日も、うまく飛びましたね!! 川越ハンググライダークラブ

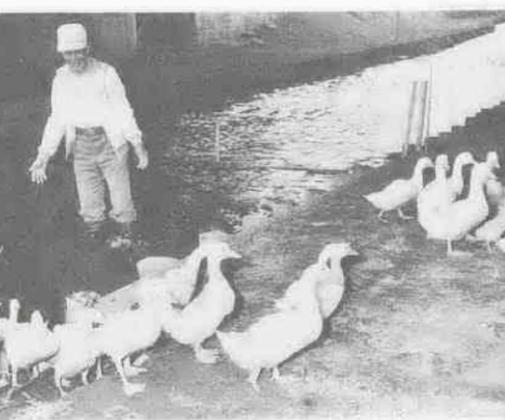


加藤登紀子の歌で「この空を飛べたら」というのがあるが、本当に空を飛んでしまふ鳥のような人たちがいる。それぞれカラフルな愛機をセッティングすると、順次飛び出してゆく。行楽に来ていた人たちが一斉に集って来て、見慣れないハンググライダーに歓声が上がる。南関東地区では、ここ以外にはフライトエリアがないためか、近隣の人も会員にいます。飛び出した鳥たちは、風に乗って気持ちよさそうに操作し、近くに飛ぶ仲間と声を掛けあうこともある。ハングは、ヤ



### ワイ まっ赤なイチゴがとれたよ!

神明町・志藤秀雄さんの観光イチゴ農園では、5月中旬から6月初めにかけて、イチゴの収穫がまっ盛り。この春から一区画単位で借りているオーナーは、家族連れで収穫の喜びと初夏の味覚を味わっている。



### こんにちは、新河岸川のアヒルです 慣れるまで優しく見守ってネ



なぜか?人間の言葉でメッセージ  
ガアガア、私たちは先月22日から皆さんにお世話になって、新河岸川のアヒルです。毎日、近所の人や通りかかった人が見物したり、好物のエサを持って来てくれます。川口市の小倉さんに連れられて来たのが4月12日。生まれて間もない私たち100羽は、新河岸川をきれいにしようとしている人たちの家庭に引きとられ約40日間、大事に飼われました。寒いようにダンボールや発泡スチロールのなかで寝室です。たまに水遊びもして、身体が乾かない時は、ドライヤーで暖めてくれました。なかにはビルの3階から

夕方ともなると仲間を集めてくれます。お陰で犬や猫に襲われもせず平和で楽しい毎日を送っています。やはり自然の中はとてつもない。羽根も伸びるし体重も増えていきます。早く自然の中で強くなるまで、いじめないでネ…。

## 百万灯夏まつり ふれあいサマーフェスタ 募集

ふれあいサンパKAWAGOE  
去年の川越百万灯夏まつり、本川越駅から札の辻までの約1.2kmを、ふれあいサンパKAWAGOEのリズムに乗って、全市民がフィーバー!!あの興奮がまた戻ってきます。

そこで川越百万灯実行委員会では、去年のスクールメイツのように舞台または参加グループと一緒に踊れる女性を募集している。

応募資格…市内在住か在勤の16歳から30歳までの女性  
申込・問合せ…6月末日までに、川越百万灯夏まつり実行委員会(仲町1-12、川越商工会議所内 ☎22-3100)

**EVENT**

〈茶道クラブ(裏千家)〉  
と き…毎月第1・3火曜日、午後7時~8時30分  
と き…南公民館ほか 会費…月1500円 連絡先…伊藤忠雄(夜間に☎42-1884)

〈南ダンスクラブ〉  
と き…毎月第1・3火曜日、午後7時~8時30分  
と き…南公民館 会費…500円 問合せ先…小久保正吉(13日以降 ☎22-3120)

〈本のペンで夢を・バクスの会〉  
詩、随想や童話の創作活動を月に一度行うバクスの会に入会を。  
と き…中央公民館 会費…月500円 問合せ先…黒田佐智子(☎45-5270)

〈川越ファーストスターズ〉  
親子でボールを使った運動を。  
と き…毎週金曜日、午前9時30分~11時30分  
と き…高階南公民館そばの公園 会費…月1000円 問合せ先…高野弥生(☎42-1712)

〈津軽三味線で慰問を〉  
と き…毎週土・日曜日の午後11時~12時  
と き…砂久保63-18、鈴木宅 問合せ先…鈴木真光(☎45-2776)

〈埼玉ニューフィル〉  
中学生、主婦、学生、社会人と音楽を愛する人たちが結成している埼玉ニューフィルハーモニック交響楽団が、弦楽器奏者を中心に新団員を募集。協力者や初心者、コーラスグループも求めている。  
と き…毎月第1・3日曜日、午後5時~8時  
と き…くらしの市民館(脇田町27) 連絡先…浅野義明(夜間に☎85-7377)

# 文芸川越 (第4号) あなたの力作を

〈社会教育課〉

〔募集種目〕  
小説(童話・民話含む) 400字詰原稿用紙30枚以内、1人1編限り  
随筆(評論含む) 400字詰原稿用紙10枚以内、1人1編限り  
詩(形式自由(漢詩除く)) 1編30行以内で1人2編まで(別綴じ) 短歌11人5首まで  
俳句形式自由、1人5句まで  
川柳11人5句まで

〔応募資格〕  
市内在住の方(高校生以下の児童・生徒の作品は不可)  
〔応募期間〕  
6月30日(木)まで受け付け(郵送の場合は当日の消印まで有効)  
〔送付先〕  
川越市教育委員会社会教育課(〒350川越市元町1-3-1)  
〔選考〕  
市が委嘱する各部門の編集委員により選考  
〔応募上の制限〕

▽応募作品は未発表・創作のものに限る  
▽応募は1人1種目に限る  
▽小説・随筆は原則として常用漢字を使用すること  
〔応募上の注意〕  
▽原稿には氏名・年齢・性別・住所・電話番号を明記のこと  
▽作品はすべてB4判400字詰原稿用紙に楷書でペン書きのこと  
▽封筒の表に「文芸川越応募作品」と朱書きのこと  
▽詩・短歌・俳句・川柳の4部門は原稿と写し(2部)の計3部を提出、小説・随筆の2部門は1部で可  
▽ペンネームを用いる者はその下にカッコ書きで本名を明記のこと  
〔その他〕  
▽応募作品は一切返却しない  
▽採用・不採用の通知は原則として「文芸川越(第4号)」の発行をもって替える  
▽公民館・図書館に募集要項が置いてありますので応募前にぜひ一読を  
※くわしくは市社会教育課へ。

## 市立保育園のアルバイトを募集

〈職員課〉

市では市立の各保育園で働く学生アルバイトを募集しています。  
〔勤務期間〕  
7月20日(水)～8月31日(水)、午前8時30分～午後5時(土曜日は午後0時30分まで)  
〔応募資格〕  
保母を養成する学校に在学中の方。勤務は全期間でなくても結構です。  
〔申込〕  
市販の履歴書(写真貼付)に勤務可能な期間を記入し、職員課人事係へ。(郵送可)

## 中高年のための労働福祉実務講座

高齢化社会へと進んでいる現在中高年層をとりまく労働環境は厳しいものがあります。そこで、市は県と共催により中高年層が直面する諸問題について理解を深めていただくため、別表のとおり講座を開催します。ふるってご参加ください。

なお、日程・講師については変更される場合があります。

年月日	科目	講師
7月10日(火)	〔開講式〕 年金問題のすべて	厚生社会保険審査会 向けての労働の合意
7月17日(火)	年金問題のすべて	年金実務相談 〔例〕から
7月24日(火)	労働環境の変化	産業用ロボットの 時代の雇用
7月31日(火)	労働者の健康管理	まず中高年層者の 健康を考えたよう
8月7日(火)	労働者のためのライフワーク・自己啓蒙のすすめ	各種資格の現状と 将来性、その取得方法
8月14日(火)	労働者の財産形成法	〔閉講式〕 お茶会を兼ねよう
7月10日(火)	厚労省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月31日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月1日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月8日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月15日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月22日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月29日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月5日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月12日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月19日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月26日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月5日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月12日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月19日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月26日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月3日日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月3日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月1日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月8日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月15日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月22日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月29日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月3日日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月31日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月5日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月12日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月19日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月26日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月1日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月8日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月15日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月22日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月29日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月3日日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月3日日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
1月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月3日日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
2月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
3月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
4月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月2日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月9日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月16日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月23日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
5月30日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月6日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月13日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月20日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
6月27日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月4日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月11日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月18日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
7月25日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月1日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月8日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月15日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月22日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
8月29日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月5日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月12日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月19日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
9月26日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月3日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月10日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月17日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月24日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
10月31日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月7日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月14日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月21日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
11月28日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月5日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月12日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	
12月19日(火)	厚生労働省労働政策審議会 委員 国井 国長	



また、貧血の症状が現れなくても、若い時に血液成分中の「鉄」の貯えが不十分だと、妊娠した場合は、胎児に多量の「鉄」を取られるため、急速に貧血症状が現れることもあり。つまり、妊婦貧血はそのほとんどが、妊娠前の「鉄」の不足からくるものなのです。

皆さんの中で、家事や軽い運動をしていても、疲れやすかったり、エネルギーが下がったり、動悸したりする人はいらっしゃいませんか？

女性にこんな症状が見られるときは、「貧血」の場合がしばしばあります。そして、その大きな原因の一つは、月経時の異常出血で、多量の血液が失われることによるものなのです。

自分では正常と書いても、出血量が多いことがありますが、量の多い少ないの判断には、「凝血」の有無が参考になります。月経時の出血に、この「凝血」が二、三日間混入している様なら、出血量が多いと考えられます。

正常な月経とは、二十八〜三十八日間くらいの周期で、月経持続日数は三〜七日。若い人では、一年間に平均一四〇〇ccくらいの血液を月経によって失っています。

正しい食生活をしていれば、これだけの出血があっても貧血になることはありません。しかし、若い人が太るのを嫌がって、間違った食生活をしていると、月経は正常でも貧血を起こしてしまいます。

# 女性と貧血

～原因は生理異常と「鉄」不足～

このほか、三十五歳以上の女性では、普通減少していくはずの月経量が、子宮筋腫などの婦人科疾患で増加して貧血を起こす場合や思春期の女子では、月経周期不順で月経が異常に長びいたり、量が多くなったりして思わぬ貧血を起こす場合もあります。

いずれにせよ、貧血はほおっておくと体力を減少させ、時には心臓障害を起こすこともあり、月経による貧血は、ほとんど鉄欠乏性のものから、治療は鉄剤の経口剤や、重症の場合でも注射療法で比較的簡単に良くなります。

貧血の程度のひどかった人ほどこれらの治療により目に見えて体力がついてきますが、同時に月経異常の原因も治療することが大切です。専門医に相談し、原因を確かめて正しい治療を受け、二度と同じ原因で貧血にならないよう努めましょう。

（原稿は川越市地域医療委員会より）

## わが街川越

### 姉妹都市・福井県小浜市を知るビデオ特別番組 ただ今制作中

市制施行六十周年事業の一環として、昨年十一月三十日に姉妹都市の縁組みを結んだ福井県小浜市。

この五月には、川越市訪浜使節団と川越市姉妹都市交流委員会が訪問し、両市の各分野にわたる交流プランが話題となり、その実現にむけて動きつつあります。

■小浜市を知るために：川越市では、姉妹都市「おばま」を、一人でも多くの市民に知っていただくため、小浜市を知るための、ビデオ特別番組の制作にかかりました。現地撮影は、三月の事前調査をもとに、この夏



市視聴覚ライブラリーで

なれている川越市民にとって、福井県小浜市は、若狭湾に面して、潮の香り漂う歴史の町と言えるでしょう。観光の名勝地、奇岩のそびえる蘇洞門、日本海の緑濃い海の色、漁業で生計をたてる人びとの姿、海水浴を楽しむ人たち……。そして、戦災を免れたことで歴史をそのままに伝える古寺と仏像

を行う予定。完成した番組は、テレビ埼玉(38チャンネル)に放映しますし、そのビデオテープは、視聴覚ライブラリーを通じて貸し出し、鑑賞していただく予定です。

■作品の構成は……：関東平野にあつて、平地に住み社を紹介してゆきます。番組のなかでは随所に、小浜市民の生活を織り込みます。

■レポーターは小浜市民が……：この番組で各所を散策しながらレポートしてくれるのは、小浜市在住の市民レポーターを起用する予定です、小浜市役所の協力を得て

拾い物届けた子等へ挙手の礼  
西小仙波町二 三宅 義徳

山道のこんなところに販売機  
石原町二 石井 芳江

大臣賞眼立つ所に額かけ  
元町二 杉浦 和

孫たちの約束嘘にしない  
宮元町 新井 つる

ばあちゃんの元気を証拠減らず口  
宮下町二 小松 威男

小銭抱く野仏の膝あたたかい  
宮下町二 田中光次郎

親不孝されてもしても血は切れず  
吉田 小島 きい

耐え抜いた余生の流れ守りぬく  
砂新田 西條 由松

ボス猿のさすがと思っ面構え  
西小仙波町一 関 茶泡子

大手術したと思えぬさわやかさ  
脇田本町 大沢千代子

無理なこと女房だから聞いてくれ  
仙波町三 柴田 三郎

ドブネズミ猫の執念ついに捕り  
仲町 小池 徳夫

見る人が見てくれ陰の人でよし  
西小仙波町二 阿部 英広

恐かった先生も老い僕も老い  
砂 山崎 涼史

### わが街川越放映予定

<毎週火曜日 PM 0:00-0:10 6:15-6:25 38ch>

月	日	タイトル
6	14 (火)	ユニークな公民館講座
	21 (火)	人シリーズ ⑧ 板金師 平田伊佐藏さん
	28 (火)	めざせ甲子園 ……その①

一部変更になる場合もあります。

内定しつづあります。より良い番組となるよう、スタッフ一同、奮闘努力しますので、ご声援ください。また、番組に対するご意見、ご要望もお待ちしています。▼連絡先：市役所秘書広報課広報係(元町一―三二一、☎24―八八一、内線四三三・四)までご連絡を。

## 川柳

館級ブ 民学ラ 公者ク 中央柳 中高川

無礼講されど社長は偉い人  
三久保町 岡村 清吉

母の影惚びつ締める形見帯  
三久保町 寺田アキノ

味噌汁の香り鼻から目かさめる  
西小仙波町二 小林 八郎